

坂町人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

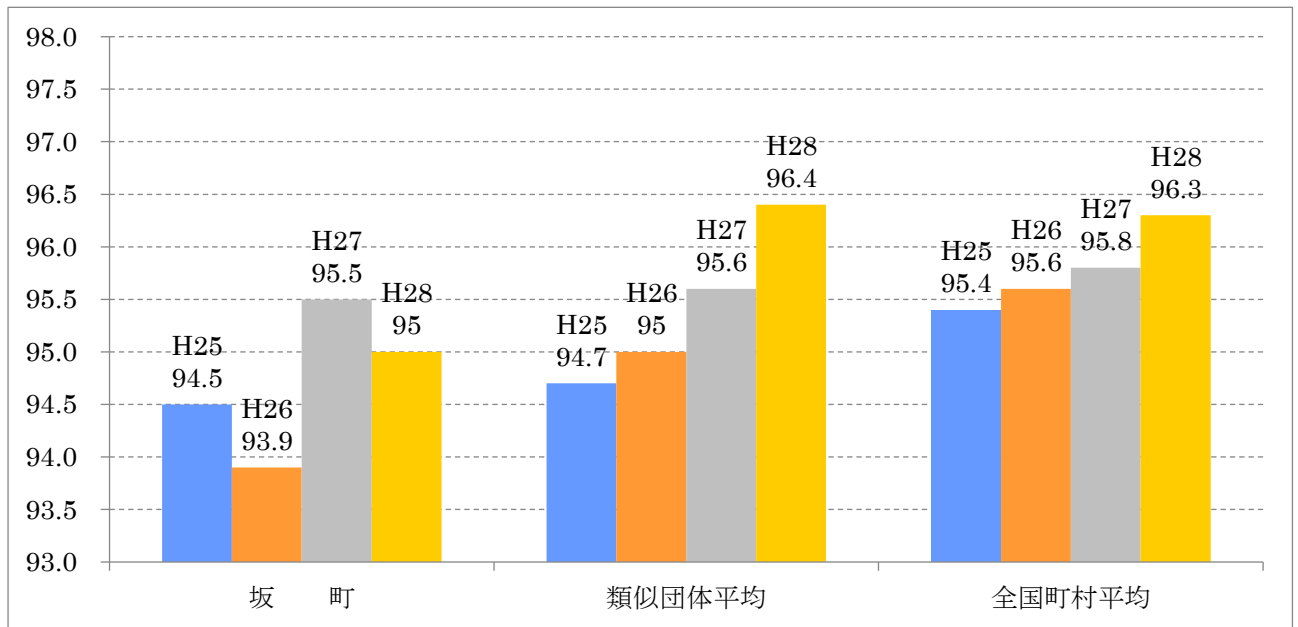
区分	住民基本台帳人口 (H27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H27年度の人件費率
H28年度	人 13,049	千円 5,790,060	千円 204,852	千円 862,408	% 14.9	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H28年度	人 92	千円 344,020	千円 56,996	千円 132,111	千円 533,127	千円 5,795

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。(教育長は含まない)

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

※坂町は人事委員会を設置していないため省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

- ①給料表の見直し … 平成27年4月1日に実施しました。
- ②見直しの内容 … 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層は引き下げは少なく、3級以上の級の高位号俸は最大4%程度引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

一般行政職	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
坂町	42.5歳	309,274円	354,627円	331,343円
広島県	44.3歳	341,948円	424,545円	384,290円
国	43.6歳	331,816円	410,719円	410,719円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職種ごとの職員に係る基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		坂町	広島県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,125円	347,800円	383,102円	385,256円
	高校卒	254,100円	—	368,300円	371,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

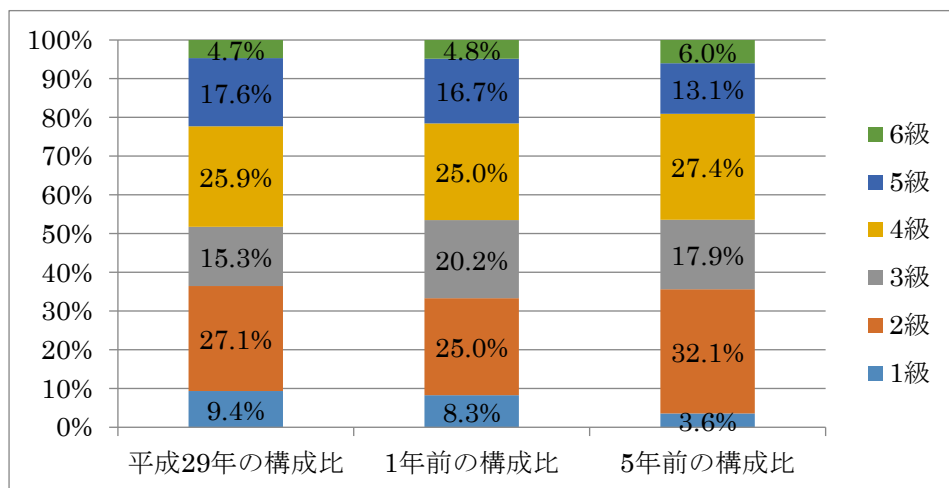
(1) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	技監・部長・教育次長	4人	4.7%	317,700円	409,400円
5級	課長・会計管理者・議会事務局長・主幹	15人	17.6%	287,100円	392,200円
4級	県道推進室長・課長補佐・係長	22人	25.9%	261,100円	380,200円
3級	主任・主任保育士	13人	15.3%	227,900円	349,200円
2級	主事	23人	27.1%	191,700円	303,400円
1級	主事	8人	9.4%	141,600円	246,600円

(注) 1 坂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 一般行政職には、税務職、保健師、保育士、県費派遣職員を含みません。



(2) 昇給への勤務実績の反映状況

1 勤務評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、年1回勤務成績の評定を実施しています。
2 昇給への勤務実績の反映状況 現在は、勤務実績による昇給への反映は行っていません。 ただし、病気休暇や欠勤などがあった職員については、休暇等の日数に応じて昇給幅を減じています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

坂 町	広 島 県	国
1人当たり平均支給額 (H28年度) 1,461千円	1人当たり平均支給額 (H28年度) 1,644千円	—
(H28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)	(H28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)	(H28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1 勤務評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、年1回勤務成績の評定を実施しています。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 現在は、成績率については一律で決定しています。 ただし、病気休暇や欠勤などがあった職員については、休暇等の日数に応じて勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

坂 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算
1人当たり平均支給額 自己都合 0千円 ※該当者なし 応募認定・定年 19,202千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (H28年度決算)		171,081円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H28年度決算)		85,541円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度 (支給率)
広島市内勤務	3%	2人 10%

(4) 特殊勤務手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H28 年度決算)	0 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H28 年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H28 年度)	0 %
手当の種類 (手当数)	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
し尿処理作業及び危険な作業従事手当	し尿処理作業及び危険な作業従事職員	し尿処理作業及び危険な作業に従事したとき	し尿：日額 700 円 危険：日額 200 円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事したとき	日額 1,000 円
死亡人取扱作業従事手当	死亡人取扱作業従事職員	死亡人取扱作業に従事したとき	1 件 1,000 円

(注) 平成 19 年度より国家公務員の特殊勤務手当に準じて、10 種類から 3 種類に見直しを実施しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (H28 年度決算)	27,314 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H28 年度決算)	346 千円
支給実績 (H27 年度決算)	23,061 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H27 年度決算)	288 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H28 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H28 年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円、子 8,000 円、その他 6,500 円、16 歳～22 歳の子 5,000 円加算	同じ	—	10,689 千円	218,143 円
住居手当	借家：支給限度額 27,000 円	同じ	—	2,702 千円	207,846 円
通勤手当	支給限度額 55,000 円 (交通機関利用者、交通用具使用者で 2 km 以上が対象)	同じ	—	2,830 千円	64,318 円
管理職手当	職区分に応じ 10%～18%	異なる	国は定額制	11,073 千円	527,308 円
管理職員特別勤務手当	職区分、勤務日、勤務時間に応じ 3,000 円～15,000 円/回	異なる	国は 3,000 円～18,000 円/回	406 千円	19,333 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	821,000 円	850,000 円/550,000 円
	副町長	674,000 円	674,000 円/476,600 円
	教育長	630,000 円	円/円
報 酬	議 長	311,000 円	367,200 円/218,000 円
	副議長	257,000 円	340,000 円/174,000 円
	議 員	246,000 円	320,000 円/155,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長 教育長	(H28 年度支給割合) 4.30 月分	
	議 長 副議長 議 員	(H28 年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	副町長	給料月額×5.0×在職年数	任期毎
	教育長	給料月額×3.0×在職年数 給料月額×2.5×在職年数	任期毎 任期毎

6 職員数の状況

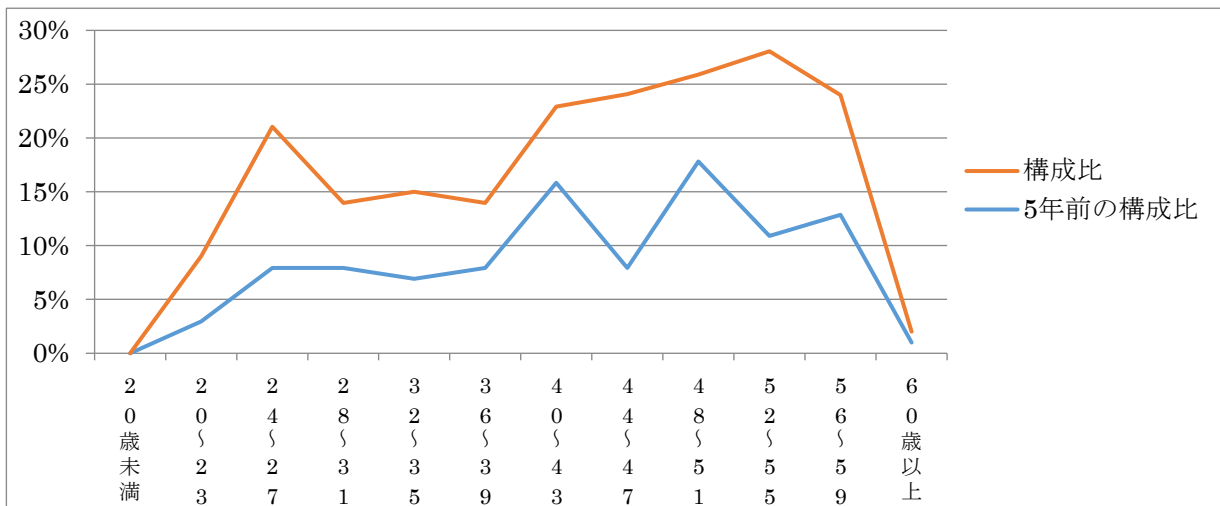
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			H28年	H29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	・他機関への派遣者の増 ・主たる業務の調整（福祉事務所）による増 ・主たる業務の調整（福祉事務所）による減 ・地方創生事業の実施による業務増
		総務	26	27	1	
		税務	8	8	0	
		民生	15	16	1	
		衛生	8	7	▲1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	0	0	0	
		土木	13	15	2	
	計	74	77	3	<参考>人口1万人当たり職員数 59.01人	
	教育部門	18	16	▲2	派遣受入職員及び臨時職員の補充による減	
	小計	92	93	1	<参考>人口1万人当たり職員数 71.27人	
公営企業等 会計部門	病院	-	-	0		
	水道	-	-	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	0		
合計			98	99	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.87人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、退職者、派遣職員等を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	13人	6人	8人	6人	7人	16人	8人	17人	11人	1人	99人

(3) 職員数の推移

年度 部門	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	75	75	74	74	77	2 (2.6%)
教育	19	19	18	18	16	▲3 (▲15.8%)
公営企業等会計	7	7	7	6	6	▲1 (▲14.3%)
総合計	101	101	99	98	99	▲2 (▲2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（平成29年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
40時間	8:30	17:30	12:00～13:00	

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
3,552日	789日	94人	8.4日	22.2%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務月平均時間数
12,633時間	17.3時間

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。
2 「職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除し月平均に換算したものです。

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

区分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	1	0	1
職に必要な適確性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に監視起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	0	0	0	0	0
計		0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分者数（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

区分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

- (注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対する訓告、嚴重注意等の実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員の研修の状況

研修の実施状況

機関別研修	H28 年度参加者数	H29 年度参加見込数	備 考
広島県自治総合研修センター	22 人	32 人	
市町村アカデミー	2 人	3 人	
市町職員海外派遣研修	1 人	1 人	広島県市町村振興協会主催
計	25 人	36 人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生に関する状況

区 分	H28 年度受診者数	H29 年度受診見込数	内 容 等
短期人間ドック	81 人	81 人	医療機関が実施する健診（広島県市町村職員共済組合・共済組合互助会から費用の一部を助成）
健 康 診 断	18 人	21 人	町が実施する集団移動健診
計	99 人	102 人	

(2) 職員福利厚生補助の状況

補助金交付先	H28 年度交付金額	H29 年度交付見込金額	備 考
坂町役場同僚会	540,000 円	540,000 円	